相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市昭和町一六二〇番地、最後の住所埼玉県川口市並木一丁目六番三五―三二一号　サユリヤマンション

被相続人　亡　藤井　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月九日

事務所埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目二番二四号朝日ビル二階新井修市法律事務所　相続財産管理人　弁護士　横山　豪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市小池新町一〇三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　今井　勝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月九日

事務所新潟市中央区西堀通三番町八〇〇番地一西堀セントラルハイツ一〇〇一号

相続財産管理人　弁護士　松岡　立行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市川尻町卜部二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高橋　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月九日

石川県羽咋市新保町ク二〇番地

相続財産管理人　西　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県常滑市多屋字茨廻間一番地四四六、最後の住所愛知県常滑市多屋字茨廻間一番地の四四六　被相続人　亡　松本　政助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月九日

愛知県半田市柊町一丁目二一七番八

相続財産管理人　手島　嘉宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市枝川町三三番地、最後の住所大阪市福島区玉川一丁目五番四―一二〇六号　被相続人　亡　阿部　定弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月九日

大阪市北区西天満四―九―一二リーガル西天満ビル四〇三号

相続財産管理人　弁護士　甲斐みなみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市大字竹渕五八二番地、最後の住所大阪市平野区長吉六反五丁目六番一四―三〇四号　被相続人　亡　**柳**　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月九日

大阪市中央区道修町二丁目二番六号後藤ビル九階

相続財産管理人弁護士　江後　利幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市能登町六七番地八、最後の住所大阪府豊中市上新田三丁目一〇番三六号

被相続人　亡　鈴木　俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月九日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル五階

相続財産管理人　生口　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県喜多郡内子町中川一〇番地、最後の住所愛媛県喜多郡内子町中川一〇番地一

被相続人　亡　田神　俊貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月九日

愛媛県松山市枝松六丁目一番一六号

相続財産管理人　河渕　孝幸

信託事務終了公告

左記社債に関する信託事務を終了致しましたので、担保附社債信託法第五十八条に基づき公告致します。

平成二十四年三月九日

記

株式会社マツヤデンキ第二回無担保転換社債

共同受託会社　株式会社みなと銀行

共同受託会社　住友信託銀行株式会社

共同受託会社　株式会社名古屋銀行

総計算書（単位　円）

区分	総額	支払額	未払額
元金	八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七、九九八、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
利金	三九五、二七八、一四〇	三九五、二四八、三〇二	二九、八三八
計	八、三九五、二七八、一四〇	八、三九三、七四八、三〇二	一、五二九、八三八

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年３月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド　②東京都知事(1)93224　③日本における代表者　立澤賢一　④東京都中央区日本橋三丁目11番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋三丁目11番１号　エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド　日本における代表者　立澤賢一

①有限会社サクラカンパニー　②神奈川県知事(1)26224　③代表取締役　荒井桜　④横浜市神奈川区白幡向町34―23　有限会社サクラカンパニー　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦横浜市神奈川区白幡向町34―23　有限会社サクラカンパニー　代表取締役　荒井桜

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年一月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月九日

東京都港区海岸三丁目二二番二三号

アイエックス・ナレッジ株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

椎野　良介